

# 小諸市 公園施設長寿命化計画（案）

令和6年3月

長野県小諸市都市建設部都市計画課

## 1. 都市公園整備状況

(令和6年3月1日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
12	36.98ha	17.68 m <sup>2</sup>

## 2. 計画期間 [令和6年度～令和15年度 (10箇年)]

### 3. 計画対象公園

#### ① 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
6	2	4										12

#### ② 選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」と「小諸市が管理している、その他の公園・緑地」と設定する。

## 4. 計画対象公園施設

#### ① 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
325	25	410	32	73	16	81

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1,390	-	-	2,353

#### ② これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に、都市建設部都市計画課により維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する基準 JPFA-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

また、平成25年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、劣化が進んでいる施設を中心に、長寿命化対策を実施している。

### ③ 選定理由

本市の公園は設置から30年以上経過した公園が約6割を占め、10年後には約7割に達する見込みである。平成25年度の長寿命化計画策定まで、公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕在化していた。長寿命化計画に基づき財政的な制約を踏まえたメリハリのあるストックマネジメントを進めていくにあたり、本計画については市民から施設の補修、もしくは更新の要望が多数出ているため、管理対象公園すべてを引き続き計画対象公園としている。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

なお、策定から10年が経過した令和5年度に計画の見直しを行った。見直しの内容は以下のとおりである。

	内容
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設調査の実施（施設増減、補修・更新状況の確認）</li><li>・遊具の点検後の状況確認と健全度・緊急度判定の実施</li><li>・一般施設、建築物、土木構造物、設備等の健全度調査の実施及び健全度・緊急度判定の実施</li><li>・全ての公園施設を対象とした公園施設長寿命化計画の見直し</li></ul>

## 5. 健全度を把握するための健全度調査結果の概要

点検調査は、令和5年8月から同年12月までの期間に実施した。

### 1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

予防保全型施設に分類した施設の健全度の内訳は以下のとおりである。

a. 一般施設（258）：A判定：143施設、B判定110施設、C判定：5施設

c. 土木構造物（6）：A判定：2施設、B判定：1施設、C判定：2施設、  
D判定：1施設

d. 建築物（25）：A判定：0施設、B判定20施設、C判定：5施設

### 2. 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

遊具に関しては毎年の点検と修繕等により状態の悪い施設は減少傾向にある。

b. 遊具等（32）：A判定：0施設、B判定：12施設、

C判定：18施設、D判定：2施設

### 3. 各種設備

法令等で点検が必要な施設について、点検を実施したが異常は確認されなかった。

## 6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を都市建設部都市計画課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、劣化の状況によっては使用を中止し、事故等を予防する。また、補修もしくは更新、施設の撤去等を行った場合は、実施した年度、数量、素材等の情報を記録し、次回の長寿命化計画見直しの際の資料として活用する。

清掃等は、都市建設部都市計画課によるもののほか、地域住民や各種団体等によるアダプトプログラムの活用を推進する。

### a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

### b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

### e. その他設備等

- ・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

## 7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

### 1. 予防保全型に類型した施設

- ・ 予防保全型に類型される施設は、ライフサイクルコストを踏まえて適切な長寿命化対策を実施することにより延命化を図る。
- ・ 予防保全型施設であっても、劣化が著しく長寿命化対策によるライフサイクルコストの低減が見込めない場合には、事後保全型施設として取り扱う。
- ・ 日常的な点検のほか、5年に1回以上の健全度調査を実施し、各施設の劣化状況を確認する。
- ・ 法定点検等を行っている施設については、積極的に点検結果を活用し、見直しに要する費用の低減を図る。
- ・ 計画に定める長寿命化対策の実施状況や、施設の劣化状況の変化を踏まえ、長寿命化計画の見直しを原則として5年に一度行う。

### 2. 事後保全型に類型した施設

- ・ 健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 事後保全型に類型される施設は、長寿命化対策は実施しないが、日常の清掃や巡回の際に施設の劣化状況を把握し、適切な維持管理を行うことで劣化の進行を遅らせ、できるだけ長期間使用するよう努める。

## 8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

## 9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は22,286万円である。